

令和7年度 消費者庁の子どもの事故防止の取組実績

令和7年度 第2回
子どもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議



令和7年度の子どもの事故防止の取組実績①

1. 個別テーマの注意喚起公表

- 「チャイルドシート、体格に合わせて正しく装着できていますか？
– 正しく装着して正しく乗せることが子どもの命を守ります –」
(令和7年7月31日)
- 「リチウムイオン電池使用製品による発火事故に注意しましょう
– 身に着ける、持ち歩く製品にも使用されています –」
(令和7年10月2日)

2. みんなの消費安全ナビ from 消費者庁 【HP掲載、メールマガジン】

12回発信(令和7年11月末時点) ※こども関係の発信数

3. 消費者庁 みんなの消費安全ナビ【X(旧 Twitter)】

30回配信(令和7年11月末時点) ※こども関係の配信数

＜下記のテーマで配信＞

- 注意喚起公表等の内容とも連動
- 季節的な発生傾向がある事故
- 発生頻度が高い事故
- 関係府省庁の取組 等



※令和7年4月より、メールマガジン「こども安全メール」及びX「こどもを事故から守る！」は、「みんなの消費安全ナビ」に改称

○マスメディア(新聞・テレビ・雑誌)による報道

○WEBメディアに掲載

○関係府省庁、地方公共団体等関係行政機関による通知等

○関係府省庁、地方公共団体等のSNS(X(旧Twitter))による周知

子どもの保護者、教育・保育関係者等

【事例①】令和7年7月31日公表

チャイルドシート、体格に合わせて正しく装着できていますか？

– 正しく装着して正しく乗せることが子どもの命を守ります –

1 概要

子どもを車に乗せる際には、子どもの安全を守るために、チャイルドシートの使用が義務付け等されている一方、適正に使用しなければ、その効果を十分に発揮できないことがある。事故情報などを基に、チャイルドシートを選ぶとき、取り付けるとき、使うときのポイントを紹介。

2 主な注意喚起内容

(1) チャイルドシートを選ぶ際のポイント

購入等する際は、使用する車に適合しているか、Eマークがついているか等を確認しましょう。

(2) チャイルドシートを取り付ける際のポイント

製品ごとに異なる取り付け方法に従って、後部座席に取り付けましょう。

(3) チャイルドシートを使用する際のポイント

子どもの体格等に応じ、シートの角度やベルトの長さを調節してバックルを確実にしめましょう。



【事例②】令和7年10月2日公表

リチウムイオン電池使用製品による発火事故に注意しましょう - 身に着ける、持ち歩く製品にも使用されています -

1 概要

リチウムイオン電池は、モバイルバッテリーのほか、ワイヤレスイヤホン、スマートウォッチ、携帯用扇風機など様々な製品に使用されており、製品の取扱いを誤ると発火事故につながる危険性がある。事故情報と併せて、製品を使用・廃棄する際のポイントを紹介。



2 主な注意喚起内容

- (1)強い衝撃や圧力を加えないようにしましょう
- (2)高温になる場所では使用・保管しないようにしましょう
- (3)充電は、安全な場所で、なるべく起きている時に行いましょう
- (4)異常を感じたら使用を中止しましょう
- (5)製品情報、リコール情報を確認しましょう
- (6)リサイクル可能なものは、リサイクルしましょう
- (7)廃棄方法を確認して、廃棄しましょう



令和7年度の子どもの事故防止の取組実績③-1 消費者庁 みんなの消費安全ナビ from 消費者庁の事例紹介

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

【実績①】令和7年4月4日発信

Vol.658 みんなで安全に自転車を利用しましょう!

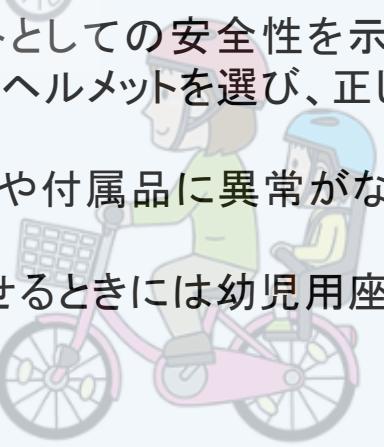
1 趣旨

新年度が始まり、自転車で通勤・通学や、子どもの送り迎えをすることになった者がいること等を踏まえ、自転車の利用について、消費者へ注意を呼びかけた。



2 周知・啓発内容

- 自転車用ヘルメットとしての安全性を示すマークが付いているヘルメットを選び、正しく着用する。
- 乗車前には自転車や付属品に異常がないか点検する。
- 未就学児を同乗させるとときには幼児用座席を使用する。
- 交通ルールを守る。



(参考URL)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20250404/

【実績②】令和7年7月18日発信

Vol.665 みんなで水の危険を回避！

-「子どもの事故防止週間」-

1 趣旨

令和7年度のテーマ「水の危険は近くにあります、みんなで危険回避！」に沿って、子どもの事故防止に向け、関係省庁と連携して、集中的に消費者へ注意を呼びかけた。

2 周知・啓発内容

- こどもだけで水に近づかない、近づけさせない工夫をする。
- こどもが水に接する場合は、大人は目を離さず、手の届く範囲で見守る。
- 水に関する危険と対処法を学習し、事前の準備をする。
- 海・川等の外出先や浴室等の家庭内の事故防止ポイントを確認する。

(参考URL)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20250718/

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20250711/

【実績③】令和7年8月8日発信

Vol.667 やけどなどに注意して

花火を楽しみましょう！

1 趣旨

夏休みに帰省した際に、家族や友人と花火を楽しむ者がいること等を踏まえ、花火をする際にやけど等のけがを負うことがないよう、消費者へ注意を呼びかけた。

2 周知・啓発内容

- 周囲に燃えやすいものがない、広くて安全な場所を選び、風等にも注意する。
- 消火用の水を用意。服装にも注意する。
- こどもだけでなく大人と一緒に遊び、注意事項を確認し、使用方法を守る。
- 花火の燃えカス、ろうそく等にも注意する。

(参考URL)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20250808/

【実績④】令和7年10月24日発信

Vol.671 ハロウィンを安全に楽しむために

1 趣旨

ハロウィンシーズンには飾りつけや仮装、お菓子を交換して楽しむ者がいる中で、シールやお菓子での事故が発生していることを踏まえ、消費者へ注意を呼びかけた。

2 周知・啓発内容

- こどもが誤って口や鼻、耳などにシールを入れないよう保護者は注意して見守る。
- タトゥーシールを使用するときは事前に腕の内側などの部分で使用テストをする。
- 食べ物を口に含んだまま走ったりする「ながら食べ」はせずに、座ってゆっくり食べる。
- 驚いたりして食べ物をのどに詰まらせないよう、にぎやかな環境でも落ち着いて食べる。

(参考URL)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20251024/

令和7年度の子どもの事故防止の取組実績④-1 消費者庁 SNSやメールで、消費者（保護者）への直接的な情報発信



消費者庁 みんなの消費安全ナビ【X(旧 Twitter)】(令和7年11月末までに30回投稿) ※こども関係の投稿数。リポスト等を含む。子どもの事故等に関する内容を投稿。また、各府省庁等の子どもの事故に関する投稿もリポスト。

みんなの消費安全ナビ from 消費者庁【メールマガジン】(令和7年11月末までに12回配信) ※こども関係の発信数。みんなの消費安全ナビのHP掲載に併せて事故防止のポイントを毎月2回程度配信。



＜SNS投稿例①:子どもの事故に関する内容の投稿＞

【抱っこひもからの落下（令和7年8月22日投稿）】

消費者庁 みんなの消費安全ナビ @caa_kodomo · 8月22日
【抱っこひもからの落下】
骨折や頭蓋内損傷などの事例が報告されています。
低月齢のうちは特に危険。こどもを守るため、今一度使い方などの見直しを!
○安全に配慮した製品を選び、使用方法を確認
○正しく装着し、留め具等をきちんと調整
○着脱時や使用中の姿勢にも注意
caa.go.jp/policies/polic...

国民生活センター @kokusen_ncac · 3月19日
【発表情報】
#抱っこひもから子どもが落する事故が発生しています。
緩めて装着したり、前屈みになると子どもが落する危険性があります。...

28 643 582 11万

11万件の表示（インプレッション数）

643件のリポスト（引用含む）

582件のいいね（令和7年12月8日時点）



＜一般消費者のコメント＞

この図、リアリティがあって良い注意喚起ですね。
父親が見ているときの事故が多いと聞きます。
夫もお宮参りの帰りに生後1か月の娘を落としました。ベビーカーだったのに。
母親より健診や講習を受ける数が少なく面倒を見る時間も短くなりがちな父親への注意喚起はやりすぎくらいで良いと思う。

これほんとやるかと思った
怖かった
見ないで腰を落としてしゃがむ→てさぐり→拾う
が必要

令和7年度の子どもの事故防止の取組実績④-2 SNSやメールで、消費者（保護者）への直接的な情報発信

 消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

＜SNS投稿例②:各府省庁等の子どもの事故に関する投稿のリポスト＞

⚠️赤ちゃん、子どもの誤飲・窒息に注意⚠️

赤ちゃんや子どもは、大人が「思いもよらない物」を口に入れてしまいます🌟

誤飲を防ぐポイント

☑ 子どもの手が届く範囲に、飲み込む可能性がある物を置かない

☑ ボタン電池やタバコはしっかりと管理

gov-online.go.jp/article/202408...

＼子どもが飲み込むと/ 危険な物！

体内に入るだけで症状を引き起こす物の例

基本的に無理に吐かせず、速やかに医療機関を受診してください。その際、飲み込んだ物と同じ物が手元にあれば持参し、医師に見せてください。

ボタン電池 医薬品 タバコ 洗剤

※タバコは可能なら吐かせる。

のどに詰まらせやすい物の例

3歳の子どもの口の直径はおよそ4cmで、ほぼトイレットペーパーの芯ぐらいの大きさです。

- スーパーボールなど 6mmから2cmのおもちゃ
- ナツツ類、豆類、あめ玉、こんにゃくゼリーなどの食べ物
- 菓子やペットボトルの包装フィルム
- 硬貨、ボタン、小さな文房具
- 保護者や兄姉の持ち物

4cm以下の物には特に注意！

トイレットペーパーの芯の口径と同じくらい

例: スーパーボール ミニトマト ピーナッツなど

ALTI

あなたがリポストしました

政府広報オンライン

@gov_online

こどもの転落事故を防ぐ3つのポイント！

こどもが家の窓やベランダから転落する事故が毎年発生しています。
こどもの思いもよらない行動に
保護者が自宅でできる対策をご紹介します

フルバージョンはこちら

[gov-online.go.jp/useful/202507/...](http://gov-online.go.jp/useful/202507/)

毎年のように起きています

0:40

こどもの転落事故

午後5:00 - 2025年8月7日・1.9万件の表示